

事 務 連 絡

平成24年12月26日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 民生主管部（局）長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

児童福祉法の規定に基づき里親及びファミリーホーム事業者が支弁を受ける措置費等の課税上の取扱いについて

社会的養護の充実については、日頃からご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、里親及びファミリーホーム事業者に支弁される措置費等の税務上の取扱いを明確にするため、別添のとおり、国税庁課税部個人課税課審理第一係長から各国税局（所）個人課税課審査指導係長あて事務連絡が発出されました。

つきましては、下記の内容について、ご承知おきいただくとともに、貴管内の里親及びファミリーホーム事業者等への周知をお願いします。

なお、この事務連絡は国税庁と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 通知の内容

児童福祉法の規定に基づき里親及びファミリーホーム事業者が都道府県又は指定都市等から支弁を受ける措置費等については、児童福祉法第57条の5第1項（租税その他公課の非課税等）に規定する「支給を受けた金品」には該当せず、課税の対象となります。

なお、ファミリーホーム事業者については、第2種社会福祉事業者となる（社会福祉法第2条第3項第2号）ことから、個人経営の場合、支弁を受ける措置費等については、原則として、その者の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入されることとなります。

一方、里親については、その者の行っている業務はファミリーホーム事業と類似しているものの、社会福祉法上、社会福祉事業とは位置づけられておらず、事業として行っているとまでは言えないことから、支弁を受ける措置費等については、その者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入されることとなります。

事業所得の金額及び雑所得の金額は、1年間の総収入金額から必要経費の総額を

差し引いて計算することとされていることから、必要経費を差し引いた結果、残額が生じない場合には課税関係は生じないこととなります。

(注1)「里親」とは、児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親をいう。

(注2)「ファミリーホーム事業者」とは、児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う事業者をいう。

(注3)「指定都市等」とは、地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市及び児童福祉法第59条の4第1項に規定する児童相談所設置市をいう。

(注4)「措置費等」とは、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に規定する措置費等をいう。

2. 里親に支弁される措置費等に係る具体的な手続

措置費等として支弁された金額（一般生活費等及び里親手当の合計額）以上に必要経費が生じている場合には、この措置費等について雑所得の金額は生じません。この場合、措置費等について、確定申告の必要はありません。ここで必要経費としては、例えば里子の養育に要した費用（食費、衣料費、教育費、教養娯楽費等）や里親としての活動に要した費用（研修会への参加費、里子に同伴するための旅費等）が該当します。

なお、税務署からの照会があった場合には里親委託に係る金銭の収支状況を説明する必要がありますので、収支状況の記録や書類を整理しておく必要があります。

なお、確定申告に係る具体的な手続については、最寄りの税務署にお問い合わせください。

(参考) 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

(本件問い合わせ先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課企画係

電 話：03-5253-1111（内線：7885）